



この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、当該乗客が車両後方のステップを上った直後であった。

#### (2) 乗合バスの車内事故②

6月26日（水）午前11時15分頃、福岡県の県道において、県内に営業所を置く乗合バスが乗客約10名を乗せ運行中、信号待ちの際に両替を行うため乗降口付近に移動した乗客が、発車の際にバランスを崩し転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

#### (3) 乗合バスの衝突事故

6月27日（木）午後3時16分頃、福岡県の国道において、県内に営業所を置く乗合バスが乗客18名を乗せ運行中、対向の乗用車がセンターラインを越えて当該バス車線に進入してきたため衝突した。

この事故により、乗用車の運転者が死亡、当該バスの乗客1名が軽傷を負った。

#### (4) 法人タクシーの衝突事故

6月22日（土）午前11時6分頃、高知県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、路面電車停留所の安全地帯に衝突した。

この事故により、乗客と運転者の2名が重傷を負った。

#### (5) 個人タクシーの衝突事故

6月27日（木）午後8時頃、神奈川県県の県道において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、対向の乗用車がセンターラインを越えて当該タクシー車線に進入してきたため衝突した。

この事故により、乗用車の運転者が死亡、当該タクシー運転者は軽傷を負った。

#### (6) トラックの衝突事故

6月21日（金）午前8時45分頃、東京都の首都高速道路において、千葉県に営業所を置くトラックが運行中、渋滞最後尾の乗用車に追突し、さらに前方の乗用車3台の計5台が絡む多重事故となった。

この事故により、11名が軽傷を負った。

#### (7) トラックの酒気帯び死傷事故

6月26日（水）午前2時5分頃、埼玉県県の国道交差点において、茨城県に営業所を置く大型トラックが運行中、右折する際に、横断歩道を横断していた歩行者をはねた。

この事故により、はねられた歩行者が死亡した。

事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。



→ <http://www.mlit.go.jp/common/001124853.pdf>

詳しくは、次のURL（中部運輸局のホームページ Mission1st運動第1段階）  
をご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

---

(3) 無人自動運転移動サービスを導入するバス・タクシー事業者のためのガイド  
ラインを策定しました  
(新着情報)

2020年の実現を目指している限定地域での無人自動運転移動サービス（レベル  
4）においては、旅客自動車運送事業者は、運転者が車内にいる場合と同等の安  
全性及び利便性を確保することが必要です。

国土交通省は、旅客自動車運送事業者が、運転者が車内に不在となる自動運転車  
で旅客運送を行う場合において安全性及び利便性を確保するために対応すべき  
事項について検討していく際に必要となる基本的な考え方を示すものとして、  
「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安  
全性・利便性を確保するためのガイドライン」

を策定しました。

このガイドラインにより、限定地域での無人自動運転移動サービスの実現に向け、  
その安全性及び利便性の確保を図ってまいります。

※ガイドラインの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000379.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000379.html)

---

(4) 7月1日より、トラックドライバーの働き方改革に向けた新制度がスタート  
します！～改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分の施行～  
(新着情報)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律により、トラックドライバーの働き  
方改革を進め、コンプライアンスが確保できるよう、荷主に対する国土交通大臣  
による働きかけ等の規定が新設されたところですが、これらの荷主関連部分につ  
いては、7月1日から施行します。

#### 1. 背景

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、ドライバーの長時間労  
働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要  
があります。

こうした状況を踏まえ、昨年、議員立法により、[1]規制の適正化、[2]事業者が遵守できる事項の明確化、[3]荷主対策の深度化、[4]標準的な運賃の公示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の改正が行われたところですが、今般、このうち、[3]の荷主関連部分について施行します。

これにより、荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるようにするための取組を一層推進します。

## 2. 概要

改正貨物自動車運送事業法のうち、上記1. [3]の荷主関連部分について、令和元年7月1日より施行します。

## 3. 参考（上記1. に記載する[3]の概要）

### （1）荷主の配慮義務の新設

荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定を新設。

### （2）荷主への勧告制度の拡充

荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されるとともに、荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することを法律に明記。

（3）違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の規定の新設（令和5年度末までの時限措置）

[1] 国土交通大臣は、「違反原因行為」（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、荷主所管省庁等と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行う。

[2] 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行う。

[3] トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」する。

※違反原因行為の例：荷待ち時間の恒常的な発生、非合理的到着時刻の設定、重量違反等となるような依頼等

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000186.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000186.html)

---

(5) 「交通事故統計及び事故事例の分析に基づき実施すべき死亡・重傷事故の低減対策のポイント」の活用について

（配信日：R1.6.14）

国土交通省では、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン

2020」に基づき、2020年までに事業用自動車の交通事故死亡者数を235人以下、人身事故件数を23,100人以下、飲酒運転を0件の目標を掲げ、関係者と一丸になって事故防止対策に取り組んでいるところです。

平成30年度「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において、各モードの死亡・重傷事故の発生件数の多い事故形態を特定し、自動車事故報告書から傾向や特徴を分析した結果を、「交通事故統計及び事故事例の分析に基づき実施すべき死亡・重傷事故の低減対策のポイント」として取り纏めましたので、運行管理者及び運転者への教育や事業者における安全意識の向上等の際に活用してください。

※「交通事故統計及び事故事例の分析に基づき実施すべき死亡・重傷事故の低減対策のポイント」については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/press20190125.html>

---

#### (6) バスの走行時における安全運行の徹底について

(配信日：R1.6.7)

本年6月6日、茨城県において、乗合バスが乗降口の扉を閉じずに走行する事案が発生いたしました。その他、今年に入り全国で同様の事案が2件発生したことを把握しております。

バス事業者様におかれましては、今後同様の事案が発生することのないよう、次の事項について周知徹底をよろしくお願いいたします。

1. 事業者は、「運転者は乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない」ことを運転者に対し改めて指導徹底すること。

なお、乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置を備えたバス車両を運行する事業者にあつては、運転者に対し当該バス車両を運行の用に供する際には、当該解除装置が作動していないことを確認することを改めて指導徹底すること。

2. 乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造を備えたバス車両について、当該機能が作動することを改めて点検確認すること。

---

#### (7) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

(配信日：R1.5.24)

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取



\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

